

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので、同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成27年9月18日

京都市長 門川大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人 JAPAN DOG RIGHTS

(2) 代表者名

井上 美津子

(3) 主たる事務所の所在地

京都市中京区壬生東檜町20-1 エスポワール和202

(4) 定款に記載された目的

この法人は、現状の日本のペット、特に犬の飼い主に対して情報発信をし、正しい飼い方の普及・啓蒙活動・トレーニング等を行い、正しい飼い方を身につけた飼い主を一人でも多く増やすために、イベント・セミナーの企画・開催及びドッグトレーナーの能力向上を図る事業を行う。殺処分や遺棄される犬やペット達を減らし、犬やペットの総合的なコミュニティーセンター等を創設し、人と犬やペット達が幸せになれる社会の最小単位である家族の絆を深め、ビフレンディングの場を作り、地域に発信して共生社会の実現に寄与することを目的とする。

2 申請年月日

平成27年9月9日

(文化市民局地域自治推進室)